

至誠館大学現代社会学部保育士資格取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第37条の3の規定に基づき、こども専攻において保育士の資格を取得するために必要な事項を定める。

(定員等)

第2条 こども専攻に所属し、指定科目を履修することができる者とする。

2 前項の定員は、一学年40人とする。

(選考)

第3条 保育士資格の取得を希望する者は、1年次後期の「所属専攻希望調査票」において「こども専攻」を選択し、提出するものとする。

2 保育士資格の取得を希望する者の選考は、1年次の成績・GPA、出席率、授業態度、単位修得状況や健康状態等を総合的に評価し、面談を実施のうえ決定する。

(履修科目及び単位数)

第4条 保育士資格を取得しようとする者は、こども専攻に所属し、現代社会学部の卒業要件を充足の上、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

(単位の認定)

第5条 単位認定の手続き等は、学則の定めるところによる。

(保育実習の受講資格)

第6条 保育実習を履修できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 保育実習前(2年次後期)までに次の科目の単位を修得していること。

- ・保育原理
- ・基礎技能(音楽表現Ⅰ)
- ・保育の心理学
- ・保育者論
- ・保育内容指導法(総論)

(2) 保育実習ガイダンスを受講し、保育士資格取得希望届を提出していること。

2 保育実習を履修しようとする者は、実習前に健康診断を受診しなければならない。

(福祉・保育実習委員会)

第7条 福祉・保育実習委員会で保育実習を円滑に実施するために必要な事項の協議を行う。

(保育実習の実施)

第8条 保育実習は、実習の協力を得られた施設において行うものとする。

2 保育実習の実施に関する手続等は、福祉・保育実習委員会が別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日(制定)

改 正 令和7年 4月 1日(第1回改正)